ハ　医療に係る安全管理に係る連絡調整
ニ　医療に係る安全の確保のための対策の推進
ホ　医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認
七　高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり、次に掲げる措置を講ずること。
イ　高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門を設置すること。
ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に従い、高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成すること。
ハ　イに規定する部門に、従業者のロに規定する規程に定められた事項の遵守状況を確認させること。
八　未承認新規医薬品等を用いた医療を提供するに当たり、次に掲げる措置を講ずること。
イ　未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、当該未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門を設置すること。
ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に従い、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成すること。
ハ　イに規定する部門に、従業者のロに規定する規程に定められた事項の遵守状況を確認させること。
九　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。
イ　委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任すること。
ロ　イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。
(1)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
(2)　医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く。）
ハ　年に二回以上開催すること。
ニ　次に掲げる業務を行うこと。
(1)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
(2)　必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
(3)　(1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すること。
十　医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ずること。
イ　次に掲げる場合に、従業者に速やかに医療安全管理部門にそれぞれ次に定める事項を報告させること。
(1)　入院患者が死亡した場合　当該死亡の事実及び死亡前の状況